

令和6年5月15日

告示

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第1項5号に基づき、駿河男児ボクシングジム（以下「駿河男児ジム」という）所属ボクサーである木村 蓮太朗（ライセンス№.49226）選手を令和6年5月13日より6か月のライセンス停止処分とする。

理由： 駿河男児ジム木村 蓮太朗選手は、令和6年5月14日の試合の前日計量において1.5kg体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は木村 蓮太朗選手を令和6年5月13日より6か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第2項2号に基づき、駿河男児ジムのマネージャーである林 秀憲（ライセンス№.41369）氏を戒告処分とする。

理由： 林 秀憲は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション